

# まちづくり

## ■平成22年度生産緑地地区の追加指定

審査受付：8月2日(月)～16日(月)午前8時30分～午後5時15分  
土曜・日曜日を除く 指定要件：良好な生活環境確保に効果があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している 面積が一回で50平方メートル以上の農地である 農業の継続が可能である 必要書類など、詳細はお問い合わせを 都市計画課

## ■東京都都市計画審議会

9月10日(金)午後1時30分から都庁第一本庁舎特別会議室A 審議案件の照会又は都庁ホームページ(<http://www.toshisei.metro.tokyo.jp>)または都庁都市計画課へ 15人申込多数の場合は抽選 8月19日(木)消印有効)までに往復ハガキで(1人1通)。住所、氏名、

電話番号を記入 〒163・8000 1 東京都都市整備局都市計画課 (☎03・5388・3225)

## ■日野市都市計画審議会

8月2日(月)午前10時から 市役所6階全員協議会室 付議予定案件：日野都市計画下水道の変更など 先着10人 当日午前9時30分～9時50分に市役所3階都市計画課で受け付け 都市計画課

# 働く

## ■しごとセンター多摩の就業支援

▼55歳以上対象 高齢者のための就職面接会：7月27日(火) 34歳以下対象 自信が持てる応募書類講座&面接対策講座：7月28日(水)・29日(木) 30歳代対象 正社員を目指す7日間のセミナー：8月3日(火)・11日(水) いずれも 同センター多摩

# 指定管理者及び選定委員募集

## ▼指定管理者

来々4月から左表の施設の管理運営を行う指定管理者を募集します 詳細は募集要項または市ホームページをご覧ください。

指定管理者募集施設名	指定期間	募集要項の配布日時	要項配布場所・申込・問合せ先
地区センター(全65施設)	平成23年4月11日～平成26年3月31日(3年間)	7月15日(木)～21日(水)	生活・保健センター内地域協働課 (☎581-4112)
遊び場(全6施設)		土曜・日曜日を除く	市役所3階緑と清流課
地区広場(全7施設)			

いずれも申込期間は8月3日(火)～5日(木)

## ▼指定管理者選定委員

市では、公の施設の指定管理者の候補者を選定するにあたり、選定委員会で審議を行う市民委員を募集します。 8月下旬～10月中旬の5～7回程度 平日の日中開催予定 20歳以上の市内在住者 選定施設に従事しているなど、関係者を除く 4人 申込多数の場合は書類選考により決定 謝礼：1回3千円 7月28日(水)(必着)までに郵送で。作文「市民が求める公の施設のサービスとは」(1千字程度)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を記入 〒191・8686日野市役所企画調整課

(☎042・329・4524)

## ■就職面接会「ほっと！ワークフェア開催

8月5日(木)午後1時30分～4時 ハローワーク八王子 福祉関係事業所6社による面接 介護、医療、保育などの福祉分野へ就職を希望する方 履歴書(写真真付) ハローワーク八王子(☎042・648・8612) シルバー人材センター入会案内説明会

## 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ 新し保険証を発送します 現在交付している保険証の有効期限は7月31日(土)までです。

## 自己負担割合の判定について

医療機関などで受診される際所得の状況に応じて、かかった医療費の1割または3割の一部負担金を支払います。一部負担金の割合は、8月1日を基準日として、平成22年度住民税課税標準額により判定します(表1参照)。

表1 一部負担金の割合判定基準(平成22年8月1日から)

区分	平成22年度住民税課税所得額(課税標準額)	一部負担金の割合
一般	145万円未満の後期高齢者医療被保険者	1割
現役並み所得者	145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者	3割

住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額等から住民税の所得控除を差し引いた額です。所得税の課税所得額のことではありません

## (仮称)ペット霊園等の設置等に関する条例(素案)に対するご意見を募集

近年、ペット飼育者が増え、その死後においてもペットを埋葬して供養する事例が増加しています。しかし、ペット霊園等を直接規制する法的枠組みはなく、新たな法整備も時間がかかる見込まれることから、市では、ペット霊園が乱立することを防止し、良好な生活環境を確保するために、「(仮称)ペット霊園等の設置等に関する条例」を策定します。 つきましては、条例を制定するにあたり、皆さまからのご意見を募集します。なお、条例素案)は市役所3階環境保全課、七生支所、市内各図書館、市水

## 3割負担の方は申請により負担割合が変更される場合があります

平成21年中の収入額の合計が

表2 収入額による一部負担金の割合判定基準(平成22年8月1日から)

世帯区分	平成21年中の収入額の合計	申請した場合の1割負担金の割合
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人のみ	383万円未満	1割
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上	合算して520万円未満	
同一世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で70歳～74歳の方がいる場合		

収入額とは、必要経費等を差し引く前の金額で所得額とは異なります

## 1カ月の医療費の自己負担限度額

負担割合	区分	自己負担限度額(月額)		入院時の食事代(1食あたり)
		外来(個人単位)	入院+外来(世帯単位)	
3割	現役並み所得者注1	44,400円	80,100円+(医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算)注2	260円
	一般	12,000円	44,400円	
1割	住民税非課税世帯等	区分注3	24,600円	過去1年の入院期間が90日以下 210円
		区分注4	15,000円	過去1年の入院期間が91日以上(確認書類が必要)注5 160円
				100円

注1 現役並み所得者とは、住民税課税所得額(課税標準額)145万円以上の後期高齢者医療被保険者及び同じ世帯の後期高齢者医療被保険者 住民税課税所得額とは、住民税の総所得金額等から住民税の所得控除を差し引いた額 注2 過去12か月以内に4回以上後期高齢者医療で高額療養費の支給を受ける場合(多数該当)の4回目からの限度額は44,400円 注3 区分とは、世帯全員が住民税非課税の方 注4 区分とは、世帯全員が住民税非課税で、さらに世帯全員の所得が0円(年金収入の場合には80万円以下)の方 注5 入院期間が91日以上とは、「限度額適用・標準負担額減額認定証(区分)」の交付を受けていた期間内の入院日数が該当 平成21年1月から、75歳到達月(1日生まれ、障害認定の方は除く)に限り、1カ月の個人の自己負担限度額(外来・入院)は2分の1

## 住民税非課税世帯の方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(区分)を窓口で提示すると、入院時の食事代(1食あたり)が100円となります。

サラ金・クレジット問題でお悩みの方、完済された方

債務整理の方法は自己破産ではありません。 「任意整理」という方法は、取引期間などにより借金が減額できる可能性があり、場合によってはお金が戻ってくる場合があります(過払金)。

完全電話予約制 042-506-9856

高幡司法書士事務所 完全電話予約制 042-506-9856

東京司法書士会所属 司法書士 坂本英三

東京都日野市高幡1009-7-403号 ◆電話受付時間：平日9時～18時(平日夜、土・日・祝は事前要予約) ◆京王線、多摩モノレール高幡不動駅下車徒歩1分・コインパーキング(有料)あり

ふとん 仕立直し(打直し)

羽毛布団も致します 致します

堀内ふとん店

日野高幡1001-7 ☎ 591-3327 夜間 581-3584